

1	/
2	/
3	/

1 労働者の定義（9条）

法第9条（労働者の定義）

労働基準法で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

1. 労働者性の有無

本条の「労働者」に該当するか否かは、「事業に使用される＝指揮監督下（指揮命令下）の労働」という労務提供の形態及び「賃金支払」という報酬の労務に対する対償性によって判断されることとなる。これらの基準を総称して、「使用従属性（使用従属関係）」という。

※：労働基準法上の「労働者」に該当するためには、次の3つの要件を満たしている必要がある。

- ① 事業に使用されている者であること
- ② 使用者から指揮命令を受けて労務を提供している者であること
- ③ 賃金が支払われている者であること

2. 請負との関係

請負とは、「請負人がある仕事を完成することを約し、注文者がその仕事の結果に対して報酬を支払う」形態であり、当該請負人は、労働基準法の労働者とは異なるため同法は適用されない。ただし、形式的には、請負契約であっても、実体において使用従属関係が認められるときは、当該請負人は、同法9条の労働者に該当する場合がある。

One Point

- ① 労働組合法3条は、労働者の定義として「労働組合法で、『労働者』とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者をいう。」と定めるが、現に事業に使用されていることは要件とされていないため、労働基準法上の「労働者」と異なり、失業者も含まれる。